

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 八幡浜市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,544	6,104	439	11,087

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等か らの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	18,511	18,331	180	172	31	21,966	
一般会計等	18,511	18,331	180	172		21,966	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	831	785	46	426	42	2,392	187	法適用
病院事業会計	4,771	4,752	19	709	384	633	418	法適用
国民健康保険事業特別会計	6,113	5,981	132	131	513	0	0	
介護保険特別会計	3,084	3,083	1	1	535	0	0	
老人保健特別会計	5,351	5,351	0	0	402	0	0	
介護サービス事業特別会計	18	18	0	0	3	0	0	
駐車場事業特別会計	99	99	0	0	29	395	109	
簡易水道事業特別会計	101	101	0	0	38	234	197	
公共下水道事業特別会計	5,910	5,898	12	0	1,053	13,160	10,541	
小規模下水道事業特別会計	28	28	0	0	16	153	153	
戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	163	163	0	0	86	196	196	
水産物地方卸売市場事業特別会計	26	20	6	7	0	6	3	
港湾整備事業特別会計	373	366	7	7	0	321	0	
公営企業会計等 計				1,281		17,490	11,804	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ~)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
八幡浜地区施設事務組合(一般会計)	25	23	2	2	0	0	0	負担割合49.96%
八幡浜地区施設事務組合(消防事業特別会計)	954	940	14	14	0	154	92	負担割合 60.0%
八幡浜地区施設事務組合(休日夜間急患センター事業特別会計)	90	81	9	9	0	0	0	負担割合 75.4%
八幡浜地区施設事務組合(特別養護老人ホーム事業特別会計)	414	402	61	61	0	574	431	負担割合75.14%
八西衛生事務組合	183	176	8	8	0	14	10	負担割合61.32%
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合(一般会計)	5	3	2	2	0	0	0	負担割合 23.0%
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合(八幡浜・大洲地方拠点対策特別会計)	4	1	4	4	0	0	0	
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合(ふるさと市町村圏基金特別会計)	15	12	3	3	0	0	0	
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合(運動公園特別会計)	136	130	7	7	0	23	6	負担割合 15.1%
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合(観光センター特別会計)	32	29	3	3	0	0	0	
愛媛県地方税滞納整理機構	155	82	73	73	0	0	0	負担割合 4.75%
愛媛県後期高齢者医療広域連合	867	836	30	30	3	0	0	負担割合 3.31%
南予水道企業団	906	822	85	1,041	513	1,807	341	法適用 負担割合 32.2%
一部事務組合等 計				1,257		2,572	880	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
八幡浜市地開発公社	4	335	5	0	194	774	0	347	
宇和海文化都市開発株式会社	0	80	41	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			46	0	194	774	0	347	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,098	
減債基金		665	
その他充当可能基金		756	
充当可能基金計		2,519	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.17	1.55	△ 2.62	△13.17	△20.00	水道事業会計		55.6	
連結実質赤字比率		13.10		△18.17	△40.00	病院事業会計		16.4	
実質公債費比率	15.7	15.7	0.0	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計		0.0	
将来負担比率		148.5		350.0		公共下水道事業特別会計		0.0	
財政力指数	0.36	0.37	0.01			小規模下水道事業特別会計		0.0	
経常収支比率	89.8	91.6	1.8			戸別合併処理浄化槽事業特別会計		0.0	
						水産物地方卸売市場事業特別会計		30.9	
						港湾整備事業特別会計		14.4	

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。